所定疾患施設療養費について

介護老人保健施設において入所者の方の医療ニーズに適切に対応する観点から、肺炎や尿路感染症などの疾病を発症した場合における施設内での対応について以下のような条件を満たした場合に評価されることとなりました。当施設でも入所者の方の健康管理のために今後も所定疾患施設療養費を適切に算定し、実施状況を報告して参ります。

条件

- ① 所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行なわれた場合に、1回に連続する7日間を限度とし、月1回に限り算定するものであるので、1月に連続しない1日を7回算定することは認められないものであること。
- ② 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は、同時に算定することはできないこと。
- ③ 所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次の通りであること。
 - イ 肺炎
 - 口 尿路感染症
 - ハ 帯状疱疹
 - ニ 蜂窩織炎
- ④ 算定する場合にあっては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、 処置の内容等を診療録に記載しておくこと。
- ⑤ 公表にあたっては、治療の実施状況を報告することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。